

新法紹介

1 外国国家免責法

2 改正民事訴訟法

3 改正行政不服申立法

1. 外国国家免責法

外国国家免責法は、2023年9月1日に公布され、2024年1月1日から施行される。

同法は合計23条から構成され、外国国家に対する免責制度とその例外を定めている。同法では、外国国家とその財産が中国の人民法院において管轄免除を受けること原則として定める。そして、例えば、外国国家が原告として中国の人民法院に訴訟提起をし又は被告として中国の人民法院が受理した訴訟に参加した場合には管轄免除の例外として、中国の人民法院に管轄権を認める。但し、同法では、外国国家が免責を主張する目的のみで訴訟に応じる場合や、外国国家の代表者が中国の人民法院に出頭して証言する場合は、中国の人民法院の管轄を受け入れたとはみなされないことを明確している。

なお、外国国家が中国を含む他国の組織または個人と商業活動（ここでいう商業活動とは、主権的な権力の行使ではない商品または役務の取引、投資、貸付、その他商業的な性質の行為をいう。）を行い、それが中国の領域内で行われた場合、または中国の領域外で行われたにもかかわらず中国の領域内に直接影響を及ぼした場合、当該外国国家は商業活動により引き起こされた訴訟に関して、管轄の免除を享受しないことが規定されている。

URL：http://www.rnpc.gov.cn/fpc/c2/c30834202309102030901_431424.html

2. 改正民事訴訟法

改正民事訴訟法が2023年9月1日に公布され、2024年1月1日から施行される。今回の改正は、渉外民事訴訟手続きの改正に重点が置かれており、主な改正点は以下の通りである。

(1) 渉外民事案件の管轄の改善

中国国内に設立された法人又はその他の組織の設立、解散及び清算、ならびに当該法人又はその他の組織が行った決議の効力等に関する紛争；中国国内で付与された知的財産権の有効性の審査に関する紛争は、中国の裁判所の専属管轄に属すると追加されている。

(2) 管轄の衝突を調整する規定の追加

同一の紛争について、当事者の一方が外国の裁判所に、他方が人民法院に提訴する場合、又は当事者の一方が外国の裁判所と人民法院の両方に提訴する場合、人民法院が同法に基づいて管轄権を有する場合、当該紛争を受理することができる。当事者が専属

管轄を合意し、かつ当該専属管轄権合意が同法における人民法院の専属管轄規定に違反せず、中国の主権、安全又は社会公共利益に関わらない場合、人民法院は、当該案件を受理しないことができ、案件が受理された場合、訴訟提起を却下する。

なお、人民法院が渉外案件を受理し、当事者が外国の裁判所による案件の受理が既になされたことを理由に人民法院に対して訴訟の中止を申請した場合、当事者間で人民法院の管轄を合意した場合、人民法院が専属管轄権を有する場合、又は人民法院が審理する方が明らかにもっと便利である場合を除き、人民法院は、訴訟を中止する。

(3) 渉外案件の送達規定の修正

中国国内に住所がない当事者に対する送達について、以下の内容が追加されている。

送達先が外国人又は無国籍者であり、中国国内に設立された法人又は他の組織の法定代表者又は主な責任者が担当し、かつ当該法人又はその他の組織と共同被告である場合、当該法人又はその他の組織に送達する；

送達先が外国の法人又は他の組織であって、その法定代表者又は主な責任者が中国国内にいる場合、その法定代表者又は主な責任者に送達する；

送達先の所在国の法律により禁止される場合を除き、送達先が受領を確認できる電子的手段により送達し、又は送達先が同意する他の方法で送達する；

いずれの法的送達方法でも送達できない場合、公告によって送達し、公告日から60日を経過した場合、送達されたものとみなされる。

(4) 外国判決に対する承認及び執行の基準の明確

外国の裁判所による発効済みの判決又は裁定に関する承認及び執行の申請又は請求について、人民法院は、審査を経て、以下のいずれかに該当する場合には、承認及び執行をしないと裁定する：

(i) 同法第301条の規定に基づき、外国の裁判所に管轄権がない場合；

(ii) 被申立人が適法に召喚されず、又は適法に召喚されたが、陳述もしくは弁論をしたりする合理的な機会が与えられず、訴訟能力がない当事者が適切に代理されていない場合；

(iii) 判決又は裁定が詐欺により得られた場合；

(iv)同一の紛争について、人民法院は既に判決もしくは裁定を下し、又は第三国裁判所による判決もしくは裁定を承認した場合；

(v)中華人民共和国法の基本原則に違反し、又は国家の主権、安全もしくは公益を害する場合。

URL：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834202309/20230901_431419.html

3.改正行政不服申立法

改正行政不服申立法は、2023年9月1日に公布され、2024年1月1日から施行される。今回の改正は、主に以下の点が修正されている。

(1)行政不服申立案件の管轄の修正

税関、金融、税務等の専門行政部門の不服申立審査職権を残す以外に、上級行政部門の不服申立審査職権を取消し、同級の人民政府に不服申立審査の職権を集約する。

(2)行政不服の対象の拡大

- ①行政機関による賠償決定又は不賠償決定に不服であること；
- ②行政機関による労災認定申請不受理の決定又は労災認定の結論に不服であること；③行政機関が法律に従って、政府フランチャイズ協定、土地・住宅収用補償協定、その他の行政協定を締結せず、又は協定通りに履行せず、又は違法に変更もしくは

解除したこと；④行政機関が政府情報公開において、合法的な権益を侵害したことを行政不服の対象に追加した。なお、即時の行政処罰決定に不服である場合、行政機関が法に従って法定義務を果たしていない場合、政府情報開示を申請したが行政機関が開示しない場合について、行政不服申立が前置することを明確にしている。

(3)行政不服の審理手続きの健全化

①当事者の事由により意見を聴取できない場合を除き、行政不服申立審査機関が多様な方法で当事者の意見を聴取すること、②重大、困難、複雑な案件については、行政不服申立審査機関はヒアリングを行うこと、③県級以上の各級人民政府は行政不服委員会を設置し、行政不服申立案件に関する助言を提供し、行政不服審理業務における重大事項や共通問題を研究し、意見を提出し、行政不服委員会の意見は、行政不服審理結果の重要参考とするなど行政不服申立審査の一般手続きの審理要求を定めている。なお、一般手続きに加えて、簡易手続きも追加した。

上記の他に、行政不服申立の受理手続きの便利化や不服申立決定及びそれに対する監督の強化も図っている。

URL：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834202309/20230901_431409.html

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。